

仕様書

1. 件名 令和8年度分（2026年度分）岐阜市東部クリーンセンター余剰電力の容量価値売却
2. 契約概要 令和8年度に東部クリーンセンターで発生した余剰電力の容量価値を売却する。なお、当該価値は容量市場における発動指令電源の構成電源とする。
3. 履行場所 岐阜市芥見6丁目368番地
4. 契約期間 契約締結日から令和9年3月31日まで
5. 売却期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
6. 施設名称 岐阜市東部クリーンセンター
7. 受電地点 東部クリーンセンター内に設置した77,000Vケーブルヘッドの負荷側接続点
(受電地点特定番号 0414100000629600000000)
8. 接続電力系統 中部電力パワーグリッド株式会社
9. 電気方式 交流3相3線式
10. 受給最大電力 5,000kW、全量非FIT電源
11. 周波数 60Hz
12. 標準電圧 77,000V
13. 発電設備方式 廃棄物発電 7,000kW
燃料：一般廃棄物
14. 系統コード 42138
15. その他
(1) 発電設備の停止

例年10月に実施する受変電設備の法定点検及び同じく2月に実施する発電設備の法定点検により発電停止期間が発生する。10月の発電停止期間は、例年10日程度である。また、2月の発電停止期間は1週間から4週間程度である。なお、これらの期間は設備の点検内容により変わるため定周期ではなく詳細は実需給年度の前年に決定する。これらの期間については受注者の意向は考慮しない。

(2) 東部クリーンセンター等の電気の契約に関する状況

廃棄物発電を行っている東部クリーンセンター（全量非FIT電源）から岐阜市本庁舎やリサイクルセンターなど数か所に向けて自己託送によりベース供給（通告型部分供給）を行っており、負荷追随供給及び発電停止時の全量供給を別途契約している小売電気事業者が実施している。

(3) 自己託送の継続実施

発注者は令和5年8月より東部クリーンセンターにて発電した電力の一部を自己託送により岐阜市役所本庁舎等に送電している。この自己託送について、発注者は実需給年度及び実効性テストにおいて発動指令が発令された場合でも、そのことを理由に自己託送電力量の変更は行わない。

(4) 試算用データ

本入札案件の試算にあたっては、時間帯別送電電力量（別紙1-1から1-12、別紙2-1から2-7）を使用すること。

時間帯別送電電力量に示す数値（電力量）は、以下の式による。

$$\text{時間帯別送電電力量} = \text{発電電力量} - \text{場内使用電力量} - \text{自己託送電力量}$$

時間帯別送電電力量に係る自己託送電力量の説明は下表に示す通りである。

期間	対象のデータ	自己託送電力量
令和4年4月から 令和5年7月まで	別紙1-1から1-12 別紙2-1から2-4	自己託送が未実施であったため 想定値を使用
令和5年8月以降	別紙2-5から2-7	実績値を使用

なお、本仕様書15（1）（7）の理由により、時間帯別送電電力量が0kWになることがある。

また、令和4年4月から開始したプラスチック製容器包装の分別収集により、燃料となる可燃ごみの量および熱量がそれ以前より減少している。しかし、搬入された可燃ごみは一旦ごみピットに貯留されるため、令和4年4月分から6月分ごろまでについての送電電力量はプラスチック製容器包装の分別収集開始前の影響があることを考慮すること。

(5) 供給力不足による損害負担

本市が売却期間満了前に設備を廃止した場合など故意又は重過失による場合を除き、容

量市場への供給力提供に関する一切の損害（実効性テスト及び実需給中の契約容量未達によるペナルティ請求を含む）は受注者が負担すること。なお、発注者は、一般廃棄物の安定処理を優先するため発動指令が発令されたことを理由に場内使用電力の削減や発電量増の操作、自己託送量の変更などの特別な対応は行わないものとする。

（６）発動指令時の対応

電力広域的運営推進機関（OCCO）からの発動指令時には、受注者は遅滞なく発注者に伝達するものとする。

（７）一般廃棄物処理の操業

本仕様書 15（１）の規定に関わらず、一般廃棄物の安定処理を優先するため、事前の予告なく操業変更及び操業停止をすることがある。

（８）計測装置等の設置及び運用

受注者が電力量等の計測装置を設置及び運用する場合は、発注者と協議を行うものとする。なお、装置の設置及び運用に係る一切の費用については、受注者が負担すること。

（９）契約内容の変更

契約容量の変更については原則として実施しない。実効性テストの結果が契約容量に達しなかった場合においても、そのことのみを理由として契約容量の変更は行わない。

ただし、発注者の設備の大幅な変更や発注者の故意、重過失により試算用データとの乖離が著しい等やむを得ない事由がある場合には受注者は契約容量の変更を申し出ることができるものとする。

発注者及び受注者は契約容量を含む契約内容の変更を希望する場合、あらかじめ書面により相手方にその旨を申し出て、相手方と誠意をもって協議の上、決定するものとする。

（１０）本市における実績

本市におけるごみ焼却量等の実績については別紙 3 の通りである。

（１１）協議

その他、本仕様書に定めのない事項については、発注者、受注者間の協議により決定するものとする。